



風のマルシェ



場所 : 竜神大吊橋交流広場

開催日 : 毎月第2土曜日
9時30分～15時30分

ハンドメイドあり！地元の野菜あり！
お菓子やパンなど色々なお店が
出店するマルシェです。
お誘い合わせ竜神大吊橋へ
おこしく下さい♪

出店者も随時募集しております！
詳しくは竜神大吊橋ホームページを
ご覧下さい。

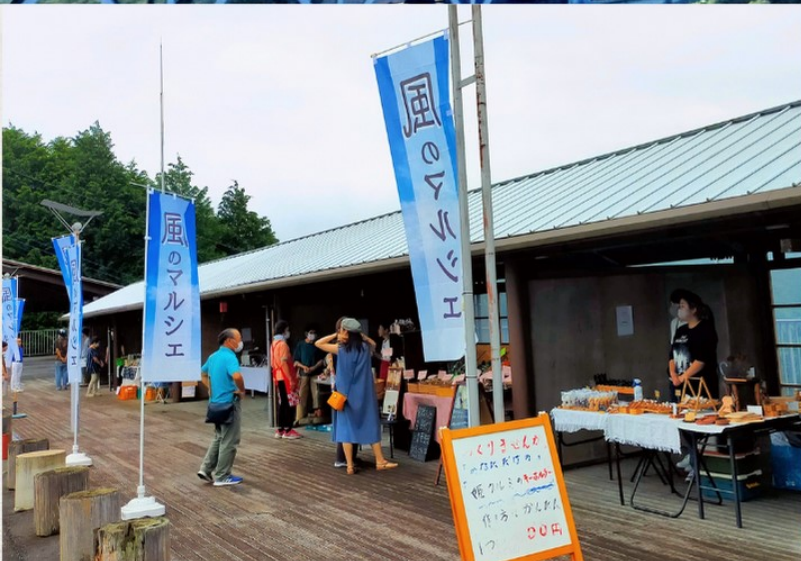


主催：(株)水府振興公社

お問い合わせ：0294-87-0375

E-mail : ryujinkyo@gmail.com

風のマルシェ



屋根付きで設営も
簡単！

観光地ならではの
全国、海外からの
ご来場もあります！



皆様のご応募お待ちしております！



風のマルシェ出店希望申込書

出 店 名	※HPやSNS等で告知いたします。
住 所	
連 絡 先	TEL :
(日 中 も つ な が る 番 号)	E-mail :
営 業 品 目	※具体的に必ずご記入願います。
SNSアカウント	※あればSNSの種類、アカウント名をご記入お願いいたします。
出 店 希 望 日	
そ の 他	

※宣伝用の品目の写真がございましたらメールでお送り下さい。

- 必読 << 確認事項 >>
- 出店については、(株)水府振興公社が出店日、出店場所を決定いたします。
※但し、規定等を遵守できるものに限りです。
 - 申込書の提出期限は、出店希望日の15日前といたします。
 - 決定通知は、決定者のみとさせていただきますので予めご了承ください。
 - SNS等告知用に写真、または画像をお願いする場合がございます。また、出店の際にお写真のご協力をお願いする場合がございます。予めご了承ください。
 - 出店場所については、竜神大吊橋交流広場内とし、詳しい場所等は決定者のみ通知します。
 - 火器類(ガス・炭火・電気等)・電力・電源・水及びテント等の物品類は出店者ですべて用意してください。
 - 開催期間中は雨天決行。ただし、荒天の場合は中止になります。
 - 当日やむを得ない事情により場所の移動等が発生した場合には、主催者の指示に従ってください。
 - 保健所申請等を含め、出店許可申請(保管所申請)をすべて自らで行い(申請が必要な方)、出店日の2日前までに食品営業許可書をFAXにて「(株)水府振興公社 FAX:0294-87-0160」までお送りください。
※保健所申請は、出店予定日の10日前を目安に申請することをお勧めします。

上記事項について了解の上、出店希望の申し込みをします。

年 月 日

申請者名	印
------	--------------

【風のマルシェ出店規定】

- 1 主 催 (株)水府振興公社
- 2 目 的 常陸太田市を中心とした特産品等を広く紹介、宣伝するとともに、地域経済の振興や観光地である竜神大吊橋のにぎわいを創出する。
- 3 会 場 竜神大吊橋交流広場内
- 4 期 間 毎月第2土曜日、午前9：30～午後3：30
※まつり、イベント期間中を除く
- 5 出店規定
 - ① 出展者は(株)水府振興公社へ『風のマルシェ出店申請書』を提出し、許可を得た個人、団体であること。
 - ② 保健所申請等を含め、出店許可申請をすべて自らで行い、出店日の2日前までに食品営業許可書の写しを(株)水府振興公社へ提出する。
 - ③ 出店者、出店場所は(株)水府振興公社で協議の上決定する。
 - ④ 施設区画数は1区画(3.5m×3.5m)×8区画とする。
 - ⑤ 出店料に関しては、1区画2,000円とし電気器具使用時は1ヵ所につき別途500円を(株)水府振興公社に支払わなければならない。
 - ⑥ 出店中は、速やかに清掃を行い、その日に出たゴミ等は必ず出店者がその日に持ち帰る。
 - ⑦ 搬入については、開始時刻の30分前までに行い、搬入後は速やかに第二駐車場(出店者駐車場区画内：各1台)に移動する。また、搬出については、終了時刻から30分以内に行うこととする。
 - ⑧ 火器類(ガス、炭火、電気等)を使用する場合は必ず消火器を持参すること。
 - ⑨ 食品を扱う者はポリタンク等の手洗い設備を必ず設置すること。
 - ⑩ 出店物等は、出店者が各自の責任において管理することとし、万が一の事故(盗難等)については、主催者は一切の責任を負わない。また、出品物に対するクレーム等は出店者の責任において誠意を持って対処すること。
 - ⑪ アルコールの販売・提供する出店者は、酒類販売許可申請を(株)水府振興公社に行い、「未成年禁酒法」及び「茨城県青少年の健全育成等に関わる条例」を遵守し、未成年に販売・提供はしないこと。アルコールを販売・提供する出店者は、目視できる箇所に、必ず年齢確認の貼紙を行い、年齢確認を行うこと。
 - ⑫ 悪天候等、主催者判断により出店不可能と判断された場合であっても、出店準備に要した経費については、主催者側は一切の責任を負わない。
 - ⑬ 会場内及び周辺での迷惑行為を一切しないこと。

- ⑭ 注意事項等を守らず、運営に非協力的な言動及び行動をした場合、出店者(申請者及び団体)については出店を取り消し、今後の出店についても認めない。
- ⑮ 万一、緊急事態が発生した場合、速やかに来場者の避難誘導を行うこと。
- ⑯ 当日やむを得ない事情等により場所の移動が発生した場合には、主催者の指示に従うこと。
- ⑰ 施設の破損等があった場合には責任を持って修復すること。
- ⑱ 農産物等の販売品には、管理責任者の「住所・氏名・電話番号」を必ず明記すること。明記していない場合は販売を認めない。

6 問い合わせ 茨城県常陸太田市天下野町2133-6 (株)水府振興公社
TEL：0294-87-0375 FAX：0294-87-0160

この規約は、令和5年6月1日から施行する。